

仕様書

1 委託事業名

伝統工芸オープンファクトリー広報及び運営補助業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

3 目的

県では、伝統産業の製造事業者の工房・工場を開放し、県内外の来訪者に伝統産業の技術の高さを感じる機会となるオープンファクトリーイベントを実施する。本業務は、本イベントの広報及び運営補助を行い、イベントの集客を目指すものである。

4 委託業務の内容

デジタルを活用した広報物を企画提案、制作し、ターゲット層に向けた効果的な広報を実施すること。また、イベント当日のサポートを実施すること。なお、実施に当たっては、発注者と協議の上実施すること。

イベント概要

名称：佐賀つくるまちの開放日

期間：令和8年2月27日（金）～3月1日（日）

内容：伝統産業の工場や工房を3日間限定で公開するオープンファクトリーを実施。普段入ることができない現場確認の見学、ワークショップを通して、伝統工芸の価値を知ってもらうことが目的。参加事業者は15社程度（佐賀錦、諸富家具・建具、名尾手漉和紙、鍋島絞通、西川登竹細工、肥前びーどろ、浮立面、弓野人形、尾崎人形、のごみ人形）。各事業者はそれぞれの工房・工場で、実施。

ターゲット層：佐賀県、近隣県（福岡県及び長崎県）在住の18歳以上の男女

（1）Instagramの開設及び運用

以下の投稿及び投稿内容の制作を行うこと。参加事業者の情報については、採択後提供。

- ・参加事業者15社程度の紹介
- ・イベント2週間前からストーリーズで告知
- ・当日の配信

(2) WEB広告の企画・制作

最適な媒体を活用した広告配信を行うこと。広告配信に必要な動画やバナー等を制作すること。

(3) 運営補助

当日の運営補助として、スタッフを手配すること。従事する内容は、参加事業者のサポートや総合案内所での対応を想定。

- ・3日間（9時～17時）、5名

(4) その他

その他、事業実施のために必要な業務を行うこと。

5 成果物等

委託業務完了時には、下記に掲げるものを納品するものとする。

- ・業務完了報告書 電子データ
- ・それぞれの広報実施の効果を記載すること。

6 代金の支払方法

完了払

7 予算額

2,900千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 その他

- (1) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする
- (3) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと

と。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

- (4) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティーポリシー」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要が生じたときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (6) 新型コロナウィルス及び天災等の影響で、「4 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、県と協議すること。